

新型コロナウイルス対策（外出禁止令の対象時間の緩和など）

26日、ホルネス首相は、下院において新型コロナウイルス対策としての外出禁止令の対象時間緩和など新たな対策をする旨発表しました。概要は以下のとおりです。詳細は以下をご確認ください。

（ジャマイカ政府広報局ホームページ）

<https://jis.gov.jm/pm-announces-new-curfew-hours-sunday-no-longer-a-no-movement-day/>

- 1 新たな外出禁止令の対象時間（10月29日以降12月10日まで）
 - （1）毎日午後8時から翌日午前5時
 - （2）日曜日の終日外出禁止は解除される。
 - （3）就業時間は外出禁止令開始の1時間前まで。

- 2 その他の規制
 - （1）公衆の場での人の集まりは10人まで。
 - （2）宗教礼拝の参列者は50人まで。宗教イベント、会議等は引き続き禁止。
 - （3）結婚式、年次総会、公共機関のイベントは最大50人まで許可。
 - （4）葬儀、埋葬にかかる規制は継続（葬儀は司式者を含み参列は20人まで、埋葬は平日午前9時から午後4時までに行い、最大15人までとする）。
 - （5）現行の公共機関の在宅勤務方針は12月9日まで継続。

3 参考事項

ホルネス首相は、クリスマスシーズンを前に、今後3週間のうちに内閣の新型コロナ分科会において対策を見直す方針。

10月27日